

平成一〇年	一月二四日	第一〇〇〇〇〇〇〇	第一〇〇〇〇〇〇〇
平成一〇年	一月二四日	第一〇〇〇〇〇〇〇	第一〇〇〇〇〇〇〇
平成一〇年	一月二四日	第一〇〇〇〇〇〇〇	第一〇〇〇〇〇〇〇

平成七年(ワ)第 号

判決

千葉県

上告人

右訴訟代理人弁護士

東京都

被上告人

医療法人社団

右代表者理事長

右当事者間の東京高等裁判所平成六年(ホ)第

号会員持分払戻請求事件につ

いて、同裁判所が平成七年六月一四日に言い渡した判決に対し、上告人から上告が

あった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人、同の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、被上告人の設立後約一一年を経
て被上告人に多額の資産が形成された後に上告人が被上告人に入会したことを考慮
した上で出資持分の払戻しとして上告人が被上告人から支払を受けるべき額を算定
した原審の判断は、原判決の説示に照らし、正当として是認することができる。原
判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	元
裁判官	原
裁判官	利
裁判官	文
裁判官	園
裁判官	部
裁判官	逸
裁判官	夫
裁判官	千
裁判官	種
裁判官	秀
裁判官	夫
裁判官	尾
裁判官	崎
裁判官	行
裁判官	信
裁判官	金
裁判官	谷
裁判官	利
裁判官	廣

2. 平成15年裁判例

- ・東京地裁 平成12年10月5日判決
- ・東京高裁 平成13年2月28日判決
- ・最高裁 平成15年6月27日決定（上告不受理）

(1) 事件の概要

医療法人が出資額限度方式に定款を変更した後に死亡した社員の持分払戻請求権を相続した妻が、定款変更の無効を主張し、出資額に応じた払戻しを求めて争われたもの。

(2) 判決内容

一審において出資額限度方式への定款変更が有効になされたとされ、二審でも原審を支持し、払戻請求の価額について出資額を限度とし、最高裁において上告不受理の決定がなされ、確定したもの。

平成15年裁判例（東京地裁 平成12年10月5日）

平成十二年一月五日判決言渡同日原本領収 裁判所書記官

平成九年(ワ)第 号 出資持分払戻請求事件

口頭弁論終結の日 平成十二年七月十三日

判 決

東京都

原告

右訴訟代理人弁護士

東京都

被告 医療法人社団

右代表者理事長

右訴訟代理人弁護士

同 同

主 文

- 一 被告は、原告に対し、金一〇八七万一千四六九円及びこれに対する平成九年六月二十八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

被告は、原告に対し、一三億円及びこれに対する平成九年六月二十八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

被告の社員であった（以下「A」という。）は、平成八年六月に死亡した。被告の定款においては、社員が死亡した場合には社員はその資格を失い、退会した社員は出資持分の払戻しを請求することができると規定されていた。そして、Aの妻であった原告が、Aの死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権の全部を相続したので、右請求権を行使したのが本件である。原告は、右請求権の額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じて算出される三七億四九〇〇万円を下らないと主張し、本訴においてはその内金として一三億円の支払を求めているが、これに対し、被告は、原告が払戻請求できる額は、Aの出資額である一〇八七万一四六九円を限度とするものであると主張している。

一 争いのない事実

1 被告は、昭和三十一年一月二十八日に設立された医療法上の医療法人社団であり、Aはその社員であり、出資額は一〇八七万一四六九円であった。

2 Aは、平成八年六月二十七日死亡し、Aの遺言により、その妻である原告がAの死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。

二 主な争点

1 東京都知事の平成八年六月二〇日付け認可に係る定款変更（以下「本件定款変更」という。）がされる前の被告の定款（以下「旧定款」という。）九条の意義

2 本件定款変更の効力

三 争点に関する当事者の主張

1 争点1（旧定款九条の意義）について

(一) 原告の主張

被告の定款は、社員は死亡により資格を失い、退会した社員はその出資額に応じて払戻しを請求することができる」と規定している。

したがって、原告が払戻しを請求できる額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じた額である。

(二) 被告の主張

原告は、本件訴訟において、旧定款九条を根拠とし、同条につき、被告を退社した社員には払戻額の制限のない持分払戻請求権、すなわちその払込出資額に比例して金銭をもってする社団財産の分割を被告に請求する権利があると主張している。

旧定款九条は、退会した社員がその「出資額に応じて」払戻しを請求できることを規定しており、原告は、この文言を右主張の根拠としているが、「応じて」との文言を比例的な数量変化を表すために用いる場合には、比例の対象を明確にする必要があるところ、同条においては比例の対象は明

示されていないから、同条の文言は、出資額そのものの払戻しを意味するものと解釈するのが適切である。

また、医療法における医療法人制度の立法趣旨において、医療法人の永続性が重要な柱とされていること、医療法人の非営利性は医療法の基本原則であって強行法規であり、私的自治によって逸脱することは許されないことなどからすれば、医療法人に対する出資が医療法人の病院経営を通じた利殖手段として利用されるような事態を招くような定款解釈は許されない。

医療法人に対する出資が利益を発生させるような結果は、本来的に医療法人制度の趣旨に反するばかりか、私的自治を前提に定款を解釈したとしても導き得る結論ではない。すなわち、医療法人の設立時の出資者は、あくまでも医業を継続して遂行することを最大の目的としていたのであり、仮に定款規定上退社時の出資持分払戻請求権が認められているとしても、

出資金が戻る以外に自らの退社とともに病院が解体することまで予期して法人に参加しているものではない。また、医療法人に出資した者は、医療法人が営利を目的とすることができないことは熟知しており、自らの法人への出資が利益を生むものとは期待していないし、そのような期待が仮にあったとしても、医療法の趣旨に反し、許容することができない。さらに、被告が設立された昭和三一年当時の出資持分が、その後のわが国の高度経済成長に伴うインフレーションを経て一〇〇倍以上の価値となるというような事象は、出資時点において誰も予測し、あるいは期待していなかった事象であって、私的自治の見地に照らしても明らかに予期しない利益の取得というべきである。しかも、このような利益の取得が医療法人制度によって守られるべき病院経営を困難にさせる事象を招くとすれば、法的には、不当な利益の享受であると評価されるべきである。

医療法の趣旨に照らせば、医療法人設立後の病院経営による余剰金は、医療継続のために使用されること、具体的には、医療の高度化とともに数年ごとに更新が予定される医療機器の購入等、あるいは、一定期間経過後に予定される建物を含めた医療施設全体の増改築等を含めた、医療法人の基本財産その他の資産の充実に充てられるべきことが予定されており、これは、医療法人設立時に出資した社員全員の合理的意思に合致するものである。そして、このような医療法人の医療遂行に必要な法人資産の解体は医療継続と相反するものである以上、当初から社員の出資払戻の対象から除外されていると解するのが相当である。

仮に、旧定款につき、原告の主張するような解釈をとった場合には、社員の専ら個人的な事情により自発的退社行為が利用されるおそれがある。たとえば、医療法人の医療とは全く関係のない個人的な資金操りの必要から、退社して持分の現金化を図る行為を助長することにもなりかねない。しかも、病院の建替え前など、医療法人に積立資金等による資金的な余裕

が比較的ある時期を選んで退社することも可能となってしまう。また、医療法人の存続中に社員に相続が発生する場合もあるが、その際には、病院経営に直接関わることを望まない相続人が病院の存続を度外視して自らの個人的資金獲得に動く契機を与えることにもなる。このような払戻請求権の行使が頻発し、その都度法人資産のすべてを基礎とした持分の割合的金額を現金化しなければならぬとすれば、退社に伴う社員持分払戻金によって事実上病院が解体させられ、明らかに医療法人制度の創設の趣旨を正面から否定する結果が生じてしまう。

このように、旧定款九条に関する原告の解釈は適切でなく、同条は、退会した社員に対して、自己の出資額の払戻請求権を認めたものと解さなければならぬ。

2 争点2（本件定款変更の効力）について

(一) 原告の主張

(1) 被告は、持ち回り方式による社員総会決議により本件定款変更がされたと主張するが、社員総会も総会である以上、出席者が一堂に会すべきものであり、「持ち回り」の総会など概念としてあり得ない。旧定款も二六条、三三条により、総会の招集は日時及び場所を記載した書面で社員に通知しなければならぬと定め、一定の日時に一定の場所に社員が集まるべきものとしている。また、旧定款二九条は、総会は社員の過半数の「出席」がなければ開会することができないとし、旧定款三〇条但書は、定款変更の決議は社員の三分の二以上が「出席」し、その三分の二以上の同意のあることが必要であると定めているところ、「持ち回り」方式では、「出席」ということはあり得ない。

したがって、「持ち回り」による社員総会決議など到底認められず、そもそも社員総会は不存在であるというほかない。特に本件のように、医療法上、東京都知事が手続を審査した上で認可をしなければ有効とは

ならず、かつ、実質的にも社員の権利に極めて重大な結果をもたらす定款変更が「持ち回り」などによつて認められるべきでないことは明らかである。

(2) 本件定款変更は、原告だけでなく、合名会社にも重大な影響を及ぼすものである。

すなわち、合名会社の出資額は五〇〇〇万円であるところ、本件定款変更がなされれば、同社の有する時価數十億円相当の出資持分が額面である五〇〇〇万円の価値しか有しないものとなつてしまふ。

そして、合名会社は、営利を目的とする社団であるから、時価数十億円の価値のある資産を何らの対価もなく五〇〇〇万円の価値しかないものにしてしまふのは、明らかに営利の目的に反するものであつて、同社の目的の範囲外の行為であるところ、合名会社が会社の目的の範囲外の行為を行うには総社員の同意が必要である。

ところが、合名会社が本件定款変更の決議に賛成するについで、同社の総社員の同意は存在しない。

したがつて、平成八年五月二〇日の定時総会において、合名会社の代表者として賛成（同意）の意思表示をしたとしても無効であり、出資持分の約八割を占める同社の賛成の意思表示が無効である以上（出席者の三分の二以上の同意という旧定款三〇条但書の要件も欠くことになる。）、右決議自体も無効となる。

(3) 被告は、平成八年六月一二日の午後七時から午後七時四〇分までの間、被告理事長室で、議決権を有する社員及び役員一六名の出席のもと、社員総会を開き、その社員総会において定款変更決議を行ったとの内容の虚偽の申請を行ったものである。

東京都知事は、医療法五〇条二項に基づき、被告の定款変更手続が法令又は定款に違反していないかどうかを審査した上で、これを認可した

ものであるが、これは、被告の申請した右の内容の手続が法令又は定款に違反しないものとして認可したものである。

しかし、実際には、定款所定の招集手続はおろか、右の日時場所に社員が集まった事実さえ存在しなかったのであるから、認可手続の対象となつた定款変更手続が存在しないことになり、東京都知事による認可は無効であつて、本件定款変更の効力は生じないというほかない。

(二) 被告の主張

(1) 被告の定款については、平成八年六月二一日に本件定款変更があり、本件定款変更による変更後の定款（以下「新定款」という。）九条は、社員が出資持分の私戻請求をなし得る額は出資額を限度とする旨規定している。

本件定款変更は、まず平成八年五月二〇日に開催された被告の定時総会において承認可決された。右同日までの被告の社員は、

弟である (以下「 」という。) 及び 合名会社の三

名であり、同総会には、社員兼 合名会社代表者として が出席したが、 は欠席した。また、同総会においては、新たに

及び の六名が社員

となることが承認された。同総会の議事録には、出席者全員の署名押印 (合名会社の代表者としての の署名押印を含む。) がされた。

右総会における決議に基づき、東京都に対する定款変更の認可申請手続を進めていたところ、東京都は、営利法人は医療法人社団の社員たり得ないとの解釈を示し、被告に対し、 合名会社を除く個人社員全員の承諾を取り付けるように指示した。

そこで、被告は、いわゆる持ち回り決議の方式により、平成八年六月一二日付けで、 合名会社及び を除く社員七名の署名押印を

得て、社員総会議事録を作成した。 については、右持ち回り決議が平成八年五月二〇日の定時総会における承認を踏襲した経緯があり、同人が右定時総会に欠席していたことから、個別の同意書を作成し、署名押印を得た。その上で、東京都に対し、定款変更の認可申請書に右議事録との同意書の写しを添付して認可申請をした。

なお、被告は、念のため、本件定款変更についての 合名会社の同意書を得て、右認可申請に当たり、これを添付した。

右認可申請については、平成八年六月二〇日に東京都知事の認可が得られ、同月二一日付けで定款変更の効力が生じた。

すなわち、本件定款変更については、まず平成八年五月二〇日の定時総会において、 合名会社を含む社員総会の決議があり、これを踏

まえて、改めて社員全員の個別承認を得たものである。

(2) 原告は、本件定款変更の手續につき、平成八年五月二〇日の定時総会

における 合名会社の賛成の意思表示は同社の目的外の行為であつて無効であるとの主張をする。

しかし、医療法は、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては許可を与えないことができると規定し（同法七条四項）、医療法人の業務の範囲を定めて商行為を行うことを禁止し（同法四二条）、剰余金の配当を禁止する（同法五四条）など、医療法人の営利性を明確に否定している。

そして、医療法人の非営利性の原則からすれば、株式会社、有限会社などの営利法人は医療法人の社員とはなり得ない。営利法人が社員となつて医療法人の運営を通じて利益追求をするおそれがあり、医療法上定められた医療法人の非営利性が損なわれるおそれがあるからである。

これについては、厚生省の行政解釈においても明らかにされている。

したがって、商法上の会社である 合名会社は被告の社員とは

なり得ず、同社は本件定款変更についての議決権を有しないから、

合名会社の賛成の意思表示が同社の目的外の行為であるとの主張は失当である。

(3) 原告は、被告の本件定款変更につき、持ち回り方式による決議は無効であるとの主張をする。

しかし、旧定款三五条（新定款二九条と同じ）には、民法六四条と同様、社員総会の決議について、あらかじめ通知のあった事項については書面決議も可能である旨が定められており、また、これを禁じる格別の規定はない。総会が開催された場合の定足数の定めは、書面決議を禁じる格別の規定とはいえない。

また、本件定款変更の認可申請書に添付した社員総会の議事録には、合名会社の署名押印を取り付けていないが、本件定款変更に関する同社の実質的同意は、平成八年五月二〇日の定時総会で確認されて

いる。

さらに、本件定款変更は、社員全員の総意であったこと、平成八年五月二〇日の新社員加入までの社員数は二名であり、被告が極めて人的色彩の強い法人であったこと、被告の運営については を中心に人数的に限られた 一族によって行われてきたこと、本件定款変更は旧定款をよりいっそう医療法の趣旨に忠実なものとする正しい意図・目的に基づくものであること、このような積極的目的を有する定款変更が他方では対内的にも対外的にも格別の不都合を生じることはないこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更が社員の持ち回りによる承認によってされたとしても、これを無効とすることは妥当でない。

したがって、本件定款変更には、合名会社を含めて全社員もしくは全出資者の同意があり、本件定款変更に関する持ち回り決議は有効であると解される。

(4) 原告は、平成八年六月一二日付けの議事録が、総会を開催して決議したとの内容になっていることをとらえて、虚偽の議事録に基づく虚偽の認可申請を行ったものであると主張するが、総会の開催態様（開催場所、日時、出欠状況等）に関する記述部分に事実と相違する点があっても、本件の事情のもとでは、当然に非難されるべきものとはいえず、本件定款変更が無効となるものではない。

第三 当裁判所の判断

一 争点1、2（旧定款、本件定款変更の効力）について

1 前記争いのない事実に加え、証拠（甲一四の一ないし三、乙二の一ないし七、三ないし五、七、八、一四の一、二一、二二）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(一) 被告は、明治一二年に創立された 病院が、昭和三十一年に医療法人社団として法人化されたものである。

(二) 従来、医療法人の出資者が死亡して相続が発生した場合、その出資持分の評価において、その法人が有する含み純資産価値も評価される例が多く、広大な用地を有する病院が出資者の相続に伴う持分払戻請求によりその存立を脅かされかねないといったことがあり、 病院が敷地（賃貸借契約上の面積二万一三〇五坪。）につき借地権を有し、その資産価値が巨額であることから、 は、従来から自分の死後の 病院の存続を心配し、対策を検討していた。

(三) の次男であった (以下「 」という。) は、 の要請を受けて、昭和六一年一二月、それまで勤務していた を退職して、 病院に入り、昭和六二年四月に被告の理事及び 病院の院長に就任した。

また、 は、平成六年、 に代わって被告の理事長に就任した。
(四) は、理事長就任後、病院の存続を望む の意思を受けて、出資の

払戻しを制限する方向への定款変更に取り進むことになった。

は、病院の税務会計顧問であった公認会計士に定款変更についての検討を依頼したが、はかどらなかつたので、その後、弁護士に定款変更の検討を依頼した。右弁護士は、監督官庁である東京都との事前調整を経て作成した定款変更案を被告に提示し、被告は、これを検討した上、平成八年五月二〇日の定時総会に付議することとした。

平成八年五月二〇日までの被告の社員は、のほか、被告の監事であった及び合名会社を含む三名であり、の出資額が一万円、

合名会社が五〇〇万円とされていたところ、右定時総会には、右三名のうち、が社員兼合名会社代表者として出席し、定款変更に賛成した。からは、体調不良のため右総会には出席できないとの連絡があつたため、事前に常務理事のが定款変更案その他の議案に関する資料をの自宅に持参して議案の説明をしたところ、は、

定款変更を含むすべての議案に賛成し、病院側に一任することを表明した。なお、右定時総会においては、を含む六名が新たに被告の社員となることが承認された。

(五) 右定時総会の結果を受け、被告において、東京都に対する認可申請手続を進めたところ、東京都から、定款変更について個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、合名会社の承諾書は必要ないとの見解を示された。

そこで、平成八年五月二〇日より前から社員であった個人社員二名に加え、右定時総会において新たに社員となつた社員にも確認をとつたところ、各社員とも定款変更に異議がないと述べたので、被告において、定款変更のみを内容とする総会議事録(乙四)を同年六月一二日付けで作成し、持ち回りの方法により、を除く個人社員全員の承認を得た。

については、同年五月二〇日の定時総会に欠席していたことも考慮して、

個別の同意書（乙五）による承認を得た。

被告は、右総会議事録（乙四）及び右同意書（乙五）を添付して平成八年六月一七日付けで東京都に対する定款変更の認可申請をし、同申請は同年二月二〇日付けで認可された。

（六）原告は、相続税の申告において、 から相続した被告に対する出資持分払戻請求権につき、出資額面で申告しており、その前提での相続税を納付した。

2 合名会社の地位について

医療法は、七条五項において、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができると規定するとともに、五条四条において、剰余金の配当を禁止している。また、同法五六条は、解散した医療法人の残余財産の帰属につき、定款又は奇附行為の定めるところによるものとし、当然に出資者に帰属するものとはしていない。

このように、医療法は、医療法人の営利性を否定しているのであるから、営利法人が医療法人の意思決定に関与することは、医療法人の非営利性と矛盾するものであって許されないと解すべきである。

そうすると、本件においては、合名会社が被告に出資したことが認められるものの、同社は被告の社員総会における議決権を有しないと解される。

3 旧定款においては、定款変更は総会の議決を経なければならぬとされ（旧定款三九条）、定款変更の議決は社員の三分の二以上が出席しその三分の二以上の同意がなければならぬとされている（同三〇条）こと、及び、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権を行使できるとされている（同三五条）ことにかんがみれば、旧定款は、定款変更が持ち回り決議によって行われることは予定しておらず、本件定款変更は、旧定款に規定された手続に違反し

だものといふべきである。

しかし、既に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、
を中
心とする親族によつて長年運営されてきた医療法人であると認められ、それ
に加えて、本件定款変更が初めて総会に付議された平成八年五月二〇日の定
時総会においては、
合名会社が出席し、形式的には社員の三

分の二以上が出席の上賛成し、
は事前に定款変更の議案に賛成の意思を
表示しており、同総会の時点で既に全社員が定款変更賛成していたこと、
東京都との折衝の過程で指導を受け、定時総会決議により社員が新たに加入
したため、定款変更の手続を再度実施することとし、
及び
は再度定
款変更に同意し、新たに加入した各社員も定款変更賛成したこと、本件定
款変更は
病院の継続を願う
の意図を実現させる目的のもとに行われ
たこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更は、総社員の意思に基づくも
のであるだけでなく、被告の中心的社員であった
の発意によるものであ

り、その目的も病院の継続を図るといふ正当な目的であるから、手続違反の
一事をもつてこれを無効とすべきではなく、本件定款変更は有効であるとす
るのが相当である。

4. これに反し、原告は、東京都が認可した定款変更は、被告の虚偽の認可申
請に基づくものであるから本件定款変更の効力は生じないと主張する。

しかし、東京都が被告に対して定款変更について社員全員の同意を得るよ
う指導し、被告がこれに応じて社員全員の同意を得たことは前記認定のお
りであるから、東京都の認可の対象となった定款変更は存在しないとの原告
の主張は失当である。

5. なお、原告は、さらに、平成八年五月二〇日の定時総会の議事録及び同年
六月一二日付けの総会議事録における
及び
の署名は偽造であ
ると主張し、
の署名が偽造である根拠として、自己の名前を書き
間違えることは考えられないと主張する。

しかし、本件全証拠を見ても、の署名が偽造であると疑わせる証拠はないし、の署名についても、平成八年六月一二日付けの総会議事録における署名部分は、冒頭に「一」という字が一度書かれて抹消されているものの、署名及び印影自体は同日付けの理事会議事録（乙六）や同年五月二〇日の定時総会議事録（乙七）と同一であると認められるから、及びの署名が偽造であるとの主張は採用できない。

二 したがって、本件定款変更は有効であるから、旧定款九条につき論ずるまでもなく、原告が払戻請求できる額は、新定款九条により出資額の限度である一〇八七万一四六九円にとどまるというべきである。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は、出資額に相当する一〇八七万一四六九円の支払を求めらるる限度で理由があるからその限度でこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所人王子支部民事第三部

裁判長裁判官

犬飼 眞 二

裁判官

鈴木 秀 行

裁判官

東崎 賢 治

右は正本である。

平成一二年一月五日

東京地方裁判所六王子支部民事第三部

裁判所書記官

土屋 靖



東京地方裁判所六王子支部民事第三部

平成15年裁判例 (東京高裁 平成13年2月28日)

同日判決
裁判所書記官

平成12年(第5号) 出資持分払戻請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所
平成9年(ワ)第 号)

口頭弁論終結日 平成13年1月22日

判 決

東京都

控 訴 人
訴訟代理人弁護士

同
同
同
同
同
同
同

東京都

被 控 訴 人 医療法人社団
代表者 理事長
訴訟代理人弁護士

同
同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、13億円及びこれに対する平成9年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事実の概要

- 1 本件は、医療法人社団である被控訴人の社員であった訴外亡 (平成 年 月 日死亡。以下「亡。」という。)が死亡したことにより同人の出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、被控訴人の定款には退会した社員は出資額に応じて払戻を請求することができる旨の規定がされていた(以下「旧定款」という。)ところ、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更された(以下「新定款」という。)ことにつき、こうした定款の規定変更を決議したとされる社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどとして、旧定款に基づき、亡.の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を算出したとされる37億4900万円の内金として13億円の支払を請求している事実である。

2 前提事実

- (1) 被控訴人は、明治12年に によって個人病院として創立された 病院をその前身とするものであり、同病院を明治26年に亡.の父亡. が承継し、さらにその後、亡.によって昭和31年11月28日に医療法人社団として設立されたものである。亡. は、被控訴人設立後、理事長に就任してその運営に当たり、死亡時に至るまで被控訴人における出資・運営の中心的人物であった。(争いのない事実、乙21号証及び弁論の全趣旨)

(2) 亡の被控訴人に対する出資額は108万7千1469円であった。(争いのない事実)

(3) 控訴人は、亡の妻であるが、同人の遺言により、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。(争いのない事実)

(4) 亡は、妻亡との間に、長男、二男(以下「A」という。)、三男、四男、五男(をもうけ、妻の死後、再婚した控訴人との間に、長女、二女(をもうけた。なお、亡及び訴外(以下「B」という。)は兄弟である。(甲3号証、乙22号証及び弁論の全趣旨)

3 本件における争点は、原審同様、(1) 東京都知事の平成8年6月20日付け認可に係る定款変更(以下「本件定款変更」という。)がされる前の被控訴人の旧定款9条の意義、(2) 本件定款変更の効力、にある。すなわち、本件においては、亡が死亡したことによる退社に基づく被控訴人に対する出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、旧定款は退会した社員は出資額に応じて払戻ができる旨の規定(9条)がされていたとして、被控訴人に対し、出資持分払戻請求をしたところ、被控訴人が、旧定款は、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更されたなどと主張したため、控訴人が本件定款変更を議決したとする社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどと抗争し、旧定款に基づき、亡英久の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を請求している。

4 事案の概要及び当事者双方の主張の詳細は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」に記載のとおりである。

5 原判決は、(1) 前記定款を変更した手続は持ち回り決議によりされたものであるが、旧定款は、こうした定款変更手続を認めていないから、旧定款を新定款に変更した手続はその変更手続を規定した旧定款に違反している、(2) しか

し、被控訴人においては、平成8年5月20日に定時社員総会が開催され、旧定款を新定款に変更する旨の議決がされたものの、東京都から、個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、前記議決に加わっている営利法人である訴外合名会社(以下「訴外会社」という。)の承諾は必要ないとの見解が示されたため、新たに持ち回り決議の方法で定款変更につき個人社員全員の承認を得た、(3) 被控訴人は親族等のいわゆる同族で運営しているものであり、その社員全員が前記定款変更について賛成し、これが中心人物であった亡の発意によるもので、しかも、その目的も病院の継続を図るという正当なものであるから、前記定款変更手続は有効にされた、(4) 新定款による亡の払戻持分は、出資額の108万7千1469円を限度とするから、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人は、同額及びこれに対する遅延損害金の支払のみを請求できる、として控訴人のその余の請求を棄却した。

6 そこで、控訴人は、原判決には事実誤認があるなどとして本件控訴を提起した。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の請求は原判決の認容した限度で理由があるが、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人は、旧定款を新定款に変更した手続(以下「本件定款変更」という。)がなされたとされている平成10年6月12日付け社員総会決議は、そもそも社員総会自体が存在しないから、前記決議は存在せず、それゆえ本件定款変更はされていないと主張する。

しかしながら、(1) 亡は、前示の経緯で医療法人社団として昭和31年に設立された被控訴人の理事長であり、中心人物であったところ、同人はその

生前、かねてより医療法人が出資者の死亡によりその出資持分の評価において、純資産価値も評価される結果、病院が広大な用地を有している場合には、出資者の相続による持分払戻請求によりその存立が危うくなることもあり、被控訴人の経営する 病院も広大な借地権を有しているため、亡 の死亡後の病院の存続について心配し、その対策を検討していたこと、(2) 亡 の二男で医師である は、昭和61年12月、亡 の要請を受けて、勤務していた医科大学を退職して 病院に勤務することとし、昭和62年4月に被控訴人の理事及び同病院の院長に就任した後、平成6年に亡 に代わって被控訴人の理事長に就任したこと、(3) は、理事長に就任後、病院の存続を望む亡 の意向を受けて、出資払戻を制限する方向に定款変更しようとしたこと、(4) そこで、 は、弁護士に依頼して監督官庁である東京都との事前調整を経て旧定款を新定款に変更する旨の定款変更案を作成させ、平成8年5月20日の定時社員総会において定款変更の議決をすることにしたこと、(5) その当時の被控訴人の社員は、亡、被控訴人の監事である 及び訴外会社の3名であったこと、(6) 前記総会に、亡 が社員及び訴外会社の代表者として出席したが、 は出席しなかったものの、事前に旧定款の新定款への変更案の説明を受け、これに賛成し、すべての議案につき病院側に一任したこと、(7) 旧定款には、定款の変更は、総会の議決を経なければならないと規定されているところ(39条)、その議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要し(30条)、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使できる(35条)と規定されていること、(8) 前記総会において、旧定款を新定款に変更することが議決されたが、 含む6名が新たに社員になる旨の承認もされたこと、(9) 被控訴人は、前記総会により定款変更がされたとして、東京都に対して定款変更の認可申請手続をしたところ、東京都から、定款変更につき個人社員全員の同意を得ること及び訴外会社の承諾書は不要である旨の指導

を受けたため、亡 及び のほかに前記総会において新たに社員となった を含む6名に定款変更の承認がないことを確認したうえ、被控訴人において平成8年6月12日付けで定款変更のみを内容とする総会議事録を作成し、持ち回り決議による方法で (以外の個人社員全員の承認を得たこと、(ii) は、他の社員とは別個の同意書によって前記内容について承認をしたこと、(iii) 被控訴人は、前記平成8年6月12日付け総会議事録及び の同意書を送付して、同月17日付けで東京都に対して定款変更の認可申請をし、同月20日付けで認可されたことは原判決示の証拠により認められるところであつて、原判決認定のとおりである。

したがって、本件定款変更は、それが初めて付議された平成8年5月20日の定時社員総会の時点で、社員の3分の2である亡 及び訴外会社が出席して議決されており、 もこれに賛成しているものであり、その後、東京都から指導を受けて定款変更手続を再度実施したが、亡 及び は再度定款変更に同意し、新たに社員となった を含む6名全員もこれに同意しているのであるから、本件定款変更は、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によってされたとしても、結局のところ、被控訴人の社員全員の同意を得ていると認められるのである。しかも、こうした定款変更は、被控訴人の中心人物であり、病院の継続を願う亡 の意向を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手続に旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更は有効にされたものというべきである。

控訴人は、 が前記のような意思を有していたか疑わしいとするが、 の陳述書(乙21, 22)によれば、亡 の意思は前記のとおりであったと認められ、他にこれを覆すに足る証拠はない。

以上に検討したところによれば、本件定款変更は有効にされたというべきである。

そうすると、亡 の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であ

るので、同人の死亡による被控訴人の退社に基づく出資控分私戻請求権を相続した控訴人は、被控訴人に対し、同額を請求することができる。したがって、本件請求は、被控訴人に対し、1087万1469円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は失当である。

3 以上によれば、これと結論を同じくする原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 伊 藤 登 子

裁判官 秋 武 蒼 一

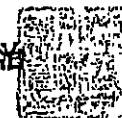
裁判官 小 池 一 利

これは正本である。

平成13年2月28日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 荒川 浩 治



平成15年裁判例（最高裁 平成15年6月27日）

平成13年（受）第 号
決 定

東京都

申 立 人
同訴訟代理人弁護士

東京都

相 手 方 医 療 法 人 社 団
同代表者理事長

上記当事者間の東京高等裁判所平成12年（ネ）第1 号出資持分払戻請求
事件について、同裁判所が平成13年2月28日に言い渡した判決に対し、申立人
から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318
条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成15年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

梶 谷 玄

裁判官

福 田 博

裁判官

北 川 弘 治

裁判官

亀 山 継 夫

裁判官

滝 井 繁 男

これは正本である。

平成15年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 村上 眞澄